

京都市告示第 40 号

生活保護法による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当する機関から、生活保護法第 50 条の 2（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定による事業の廃止等の届出がありました。

平成 24 年 4 月 13 日

京都市長 門川大作

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	たのしき	伏見区小栗栖森本町 10 番地の 3 シャンポール蜂の壺 1-B 号室	平成 24 年 2 月 28 日
福祉用具販売	たのしき	伏見区小栗栖森本町 10 番地の 3 シャンポール蜂の壺 1-B 号室	平成 24 年 2 月 28 日
介護予防福祉用具貸与	たのしき	伏見区小栗栖森本町 10 番地の 3 シャンポール蜂の壺 1-B 号室	平成 24 年 2 月 28 日
介護予防福祉用具販売	たのしき	伏見区小栗栖森本町 10 番地の 3 シャンポール蜂の壺 1-B 号室	平成 24 年 2 月 28 日
福祉用具貸与	ソーシャルサービス 有限会社	山科区大塚野溝町 9 4 番地	平成 24 年 3 月 31 日

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具販売	ソーシャルサービス 有限会社	山科区大塚野溝町9 4 番地	平成 24 年 3 月 31 日
介護予防福祉用 具貸与	ソーシャルサービス 有限会社	山科区大塚野溝町9 4 番地	平成 24 年 3 月 31 日
介護予防福祉用 具販売	ソーシャルサービス 有限会社	山科区大塚野溝町9 4 番地	平成 24 年 3 月 31 日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
介護予防 支援	京都市紫竹地域 包括支援センター	北区紫竹北大門町5 6 番地	北区大宮南山ノ前町 3 6 番地の1	平成 19 年 6 月 1 日
居宅療養 管理指導	あしだ内科循環 器科	西京区上桂北ノ口町5 5 番地の2	西京区上桂北ノ口町 6 7 番地	平成 24 年 3 月 3 日
介護予防 居宅療養 管理指導	あしだ内科循環 器科	西京区上桂北ノ口町5 5 番地の2	西京区上桂北ノ口町 6 7 番地	平成 24 年 3 月 3 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)